

オレンジリボンキャンペーンへのご協力のお願い

北 海 道

国では、児童虐待防止法が施行された毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、オレンジリボンを身につけ、虐待をなくしたいという気持ちを国民一人ひとりに伝えていく運動を推進しております。

北海道においては、道、教育委員会、北海道警察の三者が連携して、いじめや児童虐待の防止を広く道民に呼びかけており、一人でも多くの子どもたちの命や心を救うため、11月はこのオレンジリボンにいじめ防止のメッセージも添えて、オレンジリボンキャンペーンを推進することとしました。

つきましては、運動の趣旨にご理解をいただき、ご協力をお願いします。

1 推進期間

平成23年11月1日から11月30日までの1ヶ月間

2 取組内容

オレンジリボンを着用し、虐待やいじめの防止のメッセージを道民の方々に発信する。

3 月間中の主な取組

(1) 児童虐待シンポジウムの開催・全道8児童相談所ごと（別紙）

(2) 街頭啓発の実施（北海道・札幌市主催、道警の参加協力）

日時：11月1日（火）11時からを予定

場所：札幌駅JR西口改札前及び札幌駅前通地下歩行空間北大通交差点広場

(3) オレンジリボンキャンペーン「親子でフラワーアレンジメント講座」の実施

日時：10月31日（月）10時からを予定

場所：道庁本庁舎1階交流広場

(4) 広報啓発

・国並びに道が作成したポスター・リーフレット・児童向けメッセージカードの配布

・「みなさんの赤れんが」に掲載

・テレビ「ウィークリー赤れんが」で放送（11月6日、11月12日）

・道が制作した児童虐待防止推進キャンペーンCMのテレビ等放映（道民育児の日及び11/1～11/30）

【オレンジリボンキャンペーンとは】

2004年9月、栃木県小山市で二人の幼い兄弟が虐待の末、橋の上から川に投げ入れられ、亡くなる事件が起きました。その事件をきっかけに、小山市の「カンガルーOYAMA」が、子供への虐待防止を目指して、2005年にオレンジリボンキャンペーンを始め、現在この取組に賛同する個人や企業、団体などが増え、全国的に広がっています。

担当 保健福祉部子ども未来推進局

自立支援グループ（主幹 野沢）

電話 直通 011-204-5237

代表 011-231-4111

（内線25-755）

■ 11月は児童虐待防止推進月間です

■ 共通標語

「守るのは
気づいたあなたの
その勇気」

■ 児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000



○平成23年度児童虐待防止シンポジウム開催予定

開催日	開催場所 開催時間	主催者 主な内容
11月11日	北広島市芸術文化ホール 13:30～16:00	・中央児童相談所 ・講演会「社会的養護を必要とする子どもたち」 (講師：名寄市立大学短期大学部教授 家村 昭矩氏)
11月29日	旭川市市民活動交流センター CocoDe (ココデ) 13:00～16:00	・旭川児童相談所 ・講演1「児童自立支援施設の現状と課題」 (講師：児童自立支援施設北海道家庭学校長 加藤 正男氏) ・講演2「(仮)児童養護施設の現状と課題」 (講師：児童養護施設旭川育児院院長 鹿野 誠一氏) ・講演3「貧乏・乱暴者・社会・家族」 (講師：子ども虐待ポスター最優秀賞受賞者 森のゆホテル花神楽総支配人 多羽田 勝氏)
11月22日	とがちプラザ 13:30～15:30	・帯広児童相談所 ・講演会「児童養護施設における被虐待児の現況とその対応」 (講師：児童養護施設旭川育児院院長 鹿野 誠一氏)
11月15日	釧路市生涯学習センター まなぼつと弊舞 10:00～12:00	・釧路児童相談所 ・講演会「医療機関における子ども虐待予防の取組について」 (講師：函館中央病院小児科医長 石倉 亜矢子氏)
11月22日	北斗市総合文化センター 13:30～15:30	・函館児童相談所 ・講演会「おいつめられる母親達～メンタルクリニックの診療室から」 (講師：萌クリニック院長 早苗 麻子氏)
11月18日	北見市端野町公民館 13:30～15:00	・北見児童相談所 ・講演会「児童虐待の影響と関連問題」 (講師：北海道立緑ヶ丘病院院長 東端 憲仁氏)
11月11日	プラザホテル板倉(深川市) 13:15～16:00	・岩見沢児童相談所 ・講演会「なぜ虐待を防止しなければならないのか～虐待が子ども心に及ぼす影響について考える～」 (講師：ポロナイクリニック院長 高塚 直裕氏)
11月29日	苫小牧市市民活動センター 「ふれあい3・3」 13:00～14:50	・室蘭児童相談所 ・講演会：「民法改正に期待すること」 (講師：札幌弁護士会所属弁護士 田中 燈一氏)

守るのは
気づいたあなたの
その勇気



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。

児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重要な課題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに
悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。 ※一部地域では使えないことがあります。 ※PHSや一部のIP電話からはつながりません。

児童虐待の定義は・・・

児童虐待とは、

【身体的虐待】	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
【性的虐待】	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
【ネグレクト】	家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置すること など
【心理的虐待】	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスを行うこと など

子どもを虐待から守るために・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動を起こしてください。

**「あなた」からの連絡が、
子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。**

- 連絡は匿名で行うことも可能であり、また、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
- 連絡により、虐待を行った保護者への支援にもつながります。
- 市町村では、子どもを虐待から守るために、子どもに関係するさまざまな機関からなるネットワークを作っています。このネットワークの関係機関は、子ども虐待を発見しやすい立場にあるので、いち早く「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけるために、連携・協力をしながら、虐待防止につとめています。

ネットワークの関係機関

- 児童相談所 ●福祉事務所 ●市町村 ●保健所、保健センター ●子育て支援センター ●民生・児童委員 ●保育所 ●幼稚園 ●医療機関 ●学校 ●警察 ●児童福祉施設 ●民間の相談機関 など

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけた時の連絡は・・・

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときや、ご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口にご連絡してください。

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

- ※ お住まいの地域を管轄する児童相談所を特定するため、お住まいの地域の郵便番号等を押していただくことがあります。(ブッシュ信号が出せない電話からは入力できません)
- ※ 一部、本システムに未加入の地域があります。(未加入の場合は、児童相談所の電話番号がアナウンスされます)
- ※ PHSや一部のIP電話からはつながりません。

- 最寄りの児童相談所の所在地などは厚生労働省ホームページで見ることができます。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv.html>
トップページ「行政分野ごとの情報」内「子ども子育て支援」「児童虐待防止対策・DV防止対策等」

- 携帯版ホームページ
<http://mobile.mhlw.go.jp/jidousoudan/index.html>

